

本件事故当時、千葉県山武郡においてコンビニエンスストアを営んでいた申立人が、風評被害による営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	風評被害（営業損害）
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成23年9月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、金440万円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項所定の期間に限る。）については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月4日

（仲介委員 寺下誠司）